

北海道苫小牧東高等学校「いじめ防止基本方針」（全日制）

基本方針は、いじめ防止対策基本法(平成 25 年法律第 71 号) 第十三号により、北海道苫小牧東高等学校全日制のすべての生徒が安心して、充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的とする。

1 初動の緊急対応

いじめ事件が発生した場合、危機対応チームによる情報収集と被害児童生徒の安全確保に努める。いじめ事件の発生直後に、危機対応チームが、いじめの発生状況や加害・被害児童生徒の現状把握、保護者への連絡や対応状況に関する情報収集を的確かつ迅速に行う。

事実確認の経過については、「いつ、どこで、誰が、誰から、どのような方法で、どのような情報を得たのか、その情報を裏付けるデータ（証拠、証言、傍証）は何か」などの客観的な観点から、詳細なメモをとり、時系列にそった資料を作成する。

危機対応チームは、校長・教頭・生徒指導部長・当該学年主任・当該担任・養護教諭等で構成する。進行状況について、教育委員会に連絡・報告するとともに、指導主事より対応に関する助言・指示を受ける。同時に、被害児童生徒の安全確保を最優先し、保護者への連絡・報告・説明・謝罪を適宜行い、協力を要請する。

2 組織的な対応

危機対応チームの情報収集と分析に基づいて、教育委員会と連絡・調整を行いながら、早期解決の方法を検討する。平成 18 年の教育再生会議の「いじめ問題への緊急提言」では、いじめ解決のためのサポートチームの結成が提起されている。事件化した深刻ないじめでは、学校単独での対応は無理なので、関係機関等と連携したサポートチームによる組織的対応を行う。主に教育委員会がコーディネーターとなって、警察、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、病院、大学などの関係機関の専門家の協力や、NPO 団体、PTA、地域の自治会、健全育成団体などの非専門家と協力して、組織的な問題解決を図る。マスコミによる取材・報道に関しては、窓口を一本化し管理職が対応する。

サポートチームの形成、活動、終結までのプロセスについては、平成 16 年の学校と関係機関との行動連携に関する研究会による『学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために』に示されており、これを参考にする。（具体的な事例としては、国立教育政策研究所生徒指導研究センターが平成 19 年に『いじめ問題に関する取組事例集』を公開している。）

教育委員会の加害生徒への対応に関しては、文部科学省の「いじめの問題に関する総合的な取組について」（平成 8 年）、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成 19 年）の通知にあるように、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合がある。また、被害児童生徒に対しては、生命や安全を守るという観点から、本人や保護者と十分話し合いをし、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じるという弾力的対応も検討する。

3 緊急支援チームによる対応

いじめを原因とする被害児童生徒の自殺、いじめの加害者や関与した者の逮捕など、教育的・心理的・社会的に大きな影響を与えるような出来事が発生した場合、学校や地域社会が混乱状態に陥り、教職員では対応が困難な状況になることがある。このような緊急事態に対応するために、学校外部で組織されている緊急支援チーム（CRT：CrisisResponseTeam）を活用します。CRTは、教育委員会からの委託を受けた専門家が、緊急に心理的な支援が必要な児童生徒・教職員・保護者に対するカウンセリング・サービス、マスコミへの対応、専門的医療機関への紹介、原状回復のための計画立案などを行う。

4 事後の対応

いじめ事件の解決後の対応としては、被害・加害児童生徒の動向把握と継続的な援助・指導を行いながら、学校全体でいじめの再発防止の努力といじめ予防教育の徹底を図る必要があります。例えば、いじめ事件で得られた経験から、いじめの早期発見・早期対応に関する校内研修会の開催、スクールカウンセラーによるカウンセリング含めた教育相談体制の見直し、いじめ対応マニュアルの作成、保護者・PTA・関係機関との連携体制の強化、学級活動・総合的な学習の時間を活用したいじめ予防教育の実施などを行う。このほか、発達障害を伴う児童生徒へのいじめ、ネットいじめ、暴力・恐喝を伴う悪質ないじめ、児童虐待や家庭の問題を抱えたいじめなどにも対応できるようにする。

5 ポイント(まとめ)

- (1) 初動の対応では、被害児童生徒の安全確保を最優先させながら、危機対応チームによる情報収集と事実確認を行う。
- (2) 教育委員会と緊密な連絡・調整を図りながら、学校と関係機関等との行動連携によるサポートチームを形成し、組織的な対応によって早期解決を図る。
- (3) いじめを原因とする自殺、殺人、逮捕など不測の事態が生じた場合は、学校外部で組織される緊急支援チームの派遣を要請し、児童生徒、教職員、保護者、マスコミに対応する。
- (4) 事後の対応では、被害・加害児童生徒への援助・指導を継続しながら、学校全体でいじめの再発防止と予防教育に努める。

6 その他

(1) いじめの文科省定義

「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの(2007年以前)」から、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる(2007年以降)」に変更。

(2) いじめ予防と再発防止について

ア いじめにつながる可能性のある生活上の問題を、生徒の手で解決する力を育てる。

イ 学級の枠を超えた交流活動等を行い、生徒の心の触れあいを増やす。

ウ 全教職員で、いじめに取り組む姿勢を生徒や保護者に明らかにし、いじめ問題に対する不安を取り除く。

エ 教師の言動がいじめの発生や深刻化につながる場合に留意し、個人差を踏まえ生

徒一人一人を大切にすゝ指導をすゝ。
オ いじめ問題に迅速に対応する指導体制をつくる。